

連携と協調のフォーラム

【日本司法書士会連合会の国際面の活動】

日本司法書士会連合会の国際交流と国際協力活動

日本司法書士会連合会

国際交流室長 加藤 政也

1. はじめに

日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）は、平成10年（1998年）から、アジア太平洋地域の国々や同国の団体と交流を持ち、また、アジア諸国の法整備支援事業を行ってきた。その歴史はまだ浅く、事業規模も小さいが、司法書士職能が培ってきた知見をもとに、国際社会の中で貢献ができるよう、今後とも事業を継続し充実させていきたいと考えている。

以下、日司連が行ってきた国際交流と法整備支援事業の主なものについて、概略を説明する。

2. 日司連の国際交流事業

（1）大韓法務士協會

日本の本格的な国際交流は、平成14年（2002年）4月に日司連と大韓法務士協會との間で締結した「友好協定」から始まった。これは、当時、日本で司法制度改革が進行中であり、早晚、韓国でも同様の動きがあることから、日韓双方の司法制度や互いの職能のあり方について情報交換の機会を持つことが必要であるとの認識で交流を始めたもので、翌平成15年（2003年）から、相互に両団体の定時総会に出席している。

また、平成16年（2004年）に、日韓両国の法制度の理解をより深めるために、学術交流研究会を交互開催することとなり、翌平成17年（2005年）3月に「第一回日韓学術交流研究会」を東京で開催した。その後、その時々に関心事を相互に提起して質疑と意見交換を行うという形で、ソウルと東京で交互に開催し、現在も続いている。

（2）オーストラリアの学生のインターンシッププログラム

平成15年（2003年）1月に、オーストラリアのグリフィス大学の協力依頼で、日本における法制度を学ぶための同大学の学生を対象とするインターンシッププログラムを実施し、司法制度、司法書士制度、消費者問題、多重債務問題の概要、不動産・商業法人登記制度等のレクチャーを行った。

このインターンシップは、グリフィス大学での公式単位として認定されて、2007年まで続き、西オーストラリア大学及びマードック大学に対するインターンシップも実施した。

（3）中日民商法研究会

中日民商法研究会は、日本に留学経験のある中国の学者と日本の学者が中心となって、主に中国で開催されるもので、2日間にわたり、日本の民法・会社法制や中国の民事法の状況などについて研究発表を行い、その後民法と会社法に分けてセッションを行っている。

日司連には、平成 21 年（2009 年）度から参加要請がなされ、以後毎年参加し、実務者としての発表を行い、セッションに参加している。

（４）ローエイシア大会等への参加

平成 22 年（2010 年）度より、ローエイシア（The Law Association for Asia and the Pacific, LAWASIA）が主催する年次大会に参加している。本年のローエイシアは、9 月に東京で開催されることから、この東京大会の後援団体となり、日司連会長などが東京大会 2017 組織委員会の顧問として関与している。また、大会の会場に司法書士の広報ブースを設け、これまでの国際協力・国際貢献活動についての資料展示を行う。

（５）中華民国地政士公會全國聯合會との協定

本年 5 月、それまで、主に司法書士の任意団体や個人が交流をしていた中華民国（台湾）の中華民国地政士公會全國聯合會と友好協定を締結し、意見交換や情報交換や協力関係を構築することとした。

3. 法整備支援

（１）概要

これまで、規模や期間に違いはあるが、モンゴル国、ベトナム社会主義共和国、ウズベキスタン共和国、カンボジア王国などの法整備事業に関わってきた。日司連が最初に本格的な法整備支援事業を行ったモンゴル国については、平成 10 年（1998 年）に、モンゴル国における法整備支援に特化した事業として開始した。その後、モンゴル国に特化しない継続的な法整備支援事業として行うべきものと考え、平成 17 年（22005 年）度から平成 18 年（2006 年）度にかけて、アジア諸国の法整備支援について、関係機関が行っている調査や研究活動に関する情報を収集するとともに、それらの機関の会議に出席するなどして、関係機関と連携しながら、効果的な支援をしていくこととした。その一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の協力のもと、法務省法務総合研究所主導で行われていた、ベトナム・カンボジア・ラオス・インドネシア・ウズベキスタン等のアジア諸国に対する法整備支援活動の調査のため、平成 19 年（2007 年）1 月に開催された「第 8 回法整備支援連絡会」に参加し、関係機関における法整備支援の現状と問題点及び今後の方向性等についての情報収集を行った。また、これを契機として、平成 20 年（2008 年）に、名古屋大学が主催する「法整備支援戦略の研究」全体会議に招かれ、その後毎年参加している。

（２）モンゴル国

モンゴル国に対する法整備支援は、平成 10 年（1998 年）に、JICA の発展途上国支援事業の一環として、整備について助言指導を行うため、司法書士 2 名を現地に派遣することから始まった。その後 2 回にわたり司法書士を派遣し、土地・建物の登記等の法体系整備についてのレクチャーや助言を行った。また、平成 13 年（2001 年）には、モンゴル銀行（中央銀行）からの要請により、不動産担保の理論と実務の紹介を中心にセミナーを行った。

モンゴル国に対する組織的な支援は平成 15 年（2003 年）に終了した。私的にではある

が、現在も、当時派遣した元司法書士会員（現在は大学の教員）を中心に、モンゴル国における不動産法制などに対する助言などの支援が続いている。

（3）ベトナム社会主義共和国

平成20年（2008年）2月には、JICAから、渉外司法書士協会（本部、東京）を經由して、ベトナム社会主義共和国の法整備支援のうちの不動産登記法草案作成に対する協力要請があった。これを受けて、不動産登記法草案の起草支援を行うための検討作業を行い、同時期にベトナム社会主義共和国に司法書士を派遣して、同国司法省とのワークショップを行った。

（4）ウズベキスタン共和国

平成20年（2008年）8月に、ウズベキスタン共和国司法省関係者からの訪問を受け、同月末には、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の海外留学生を迎えて、日本の民事法制や登記制度の講義を行った。これをきっかけに、名古屋大学やJICA関係者からウズベキスタン共和国法整備支援への参加要請があり、平成20年（2008年）10月には、日司連国際交流室嘱託員2名をウズベキスタン共和国に派遣し、各地でJICAが開催した抵当権法セミナーに同行し現地視察を行った。その後、JICAより短期専門員としてウズベキスタン共和国への司法書士派遣の要請があり、平成21年（2009年）3月に「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）プロジェクト形成調査」団の調査団員として、日司連国際交流室嘱託員を派遣した。

（5）カンボジア王国

平成21年（2009年）度にはJICA主催の「平成21年度能力強化研修（法整備支援コース）」に司法書士を推薦し、その後、JICAから日司連に対し、当該研修を修了した同司法書士を平成22年（2010年）4月から約2年間、カンボジア王国へ派遣したい旨の要請があり、日司連国際交流室員として公式に派遣することとした。

JICAの長期専門家派遣者に司法書士が選抜されることは初めてであったが、主な業務がカンボジア王国司法省他における法整備支援であったので、日司連国際交流室が支援することとして、国内外の登記制度沿革やその周辺業務に関する法律や規定の情報を取りまとめて提供した。さらに、表示登記関連についても担当することとなり、日本土地家屋調査士会連合会とも共同して支援活動を行った。

その後、カンボジア王国政府と、これを支援するJICAをはじめ関係団体の努力が実って、民法、民事訴訟法及びこの二法に則った不動産登記に関する共同省令が発令された。この間、カンボジアから司法省関係者の来訪を受けて日本における研修を実施し、平成23年（2011年）以降、数回にわたり、派遣司法書士のほかに、司法書士を講師として派遣し、裁判官、登記官、その他の登記事務関係者に対する研修会を実施した。

JICAがカンボジアに派遣した司法書士は、長期専門家派遣員としての任期が1年間延長された後、平成25年（2013年）に終了した。その後、カンボジア王国政府から日司連に対し「不動産登記実務技術支援プロジェクト」のリーガルアドバイザーとして同司法書士の派遣を継続するようオファーがあり、カンボジア王国政府（国土管理都市計画建設省）

と覚書を結んで、現在も同司法書士を常駐のアドバイザーとして派遣している。

この間、この司法書士が中心となり、日司連が資料提供などを行い、カンボジア王国の法令として稼働しているものは次のとおりである。

平成23年5月3日	民事訴訟法関連不動産登記共同省令適用開始
平成25年1月29日	民法関連不動産登記共同省令の一部（抵当権、質権関連条文等）適用開始
同年7月29日	民法関連不動産登記共同省令全面適用開始
平成26年2月9日	夫婦財産契約登記省令適用開始
同年11月21日	未登記不動産に対する保全処分、差押え登記手続に関する共同省令適用開始

カンボジア王国における登記制度については、共同省令によって、これまでの登記実務にはない制度を取り入れたことや、発令されたばかりの民法等の実体法の知識や理解が行き渡らないことから、現場の登記官における適切な運用がなされるかどうか、カンボジア王国国土省の懸案事項だった。同時に、多数寄せられるであろう質問への対処も大きな問題だった。さらに、これから実務上の必要性が増してくると思われる抵当権等の担保権設定手続、相続による移転登記に必要な相続証明の検討などが課題とされていて、国土省職員等のミーティングやレクチャーを行うことが必要であり、登記実務等を円滑にするために、新たな省令や日本の先例や通達にあたる規定などの策定が必要となっていた。現在派遣している司法書士は、これらの状況を踏まえて、同国における登記実務が積み重ねられて円滑な運営がされるように活動しており、日司連もこれに対する支援をしていく。

この事業は長期間に亘るものであり、直ちに目に見える効果が生じるようなものではない。しかしながら、この事業を継続していくことは、同国の登記制度をはじめとする民事法制度の発展に貢献をするものと考え、引き続きこの事業を進めていきたい。